

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会の運営について

○設置経過等

子ども部会は、条例第 9 条の趣旨を踏まえ、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備することを目的として、条例第 28 条の規定に基づき、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的に審議会の部会として設置（平成 17 年 7 月）。

○概 要

- ・ 審議会は、条例第 28 条に基づき子ども部会を設置し、調査審議を付託している。
 - ・ 付託事項については、条例第 22 条に基づき、審議会の所掌事項である「少子化対策の推進」に関する事項としている。
 - ・ 部会委員（少子化対策の推進などに興味・関心のある中高生から知事が任命）は、年 2 回（夏休みと冬休み各 1 日）審議を行い、その審議結果を踏まえ、審議会において提言項目をとりまとめ、知事へ建議（提言）を行っている。
 - ・ 例年、講義のみで議論を行っていたが、平成 29 年度は、平成 28 年度の提言に基づく実践の場を設ける等の観点から、部会委員が実際に幼児等とふれあう機会を設けた上で、議論を行った経緯がある。
- ※平成 28 年度の提言（若者に保育士体験の機会を作り保育士の仕事に興味を持ってもらい保育士を増やす）や、審議会委員の意見を踏まえ、平成 29 年度の付託事項（検討テーマ）を、「若者の保育士体験の機会を通して、子育て支援の充実を考える」とした。

○現 状

- ・ 平成 17 年度から平成 30 年度までの 14 年間にわたり、上記概要のとおり、概ね同様の実施形態で毎年度継続して子ども部会を運営してきたが、第四期子ども未来づくり計画の策定期間ということも踏まえ、より効果的な手法など、運営方法の見直しも含めて検討する必要があると考えられる。

＜論点（現時点の想定）＞ ・ 検討テーマの考え方 ・ 部会委員の年齢・地域構成 など

○今年度の対応

- ・ 子ども部会への調査審議の付託は行わず、今後の子ども部会のあり方の検討を進める。
- ・ 事務局で、今後のあり方（案）を検討した上で、審議会においてご審議をお願いしたい。

＜参考＞子どもの意見表明の権利等に係る道としての当面の対応

- ・ 道のホームページを活用したアンケートにより、子どもの意識調査や意見聴取を行い、施策検討や計画策定の参考とすることとしている。

※アンケートの内容

安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに成長できる地域づくりに必要なこと など

- ・ 次世代教育（保健所が中学校や高校で行う健康教育等の講座）の際に、アンケートを行う。